

## 日吉津村自治基本条例策定委員会（第25回）議事録

日時：12月1日（月）午後7時30分～10時30分

場所：役場第1・2会議室

出席者 田中委員長、山崎副委員長、山路副委員長、松岡委員、西委員、三島委員、破戸委員、河中委員、奥田委員、建部委員、高森委員、松本委員、土井委員

欠席者 成瀬委員、池田委員、川原委員、井上委員、住田委員、田邊委員、長谷川委員、

事務局 前田課長、高田課長補佐、福井主査、鬼束主事

### ○委員長あいさつ

- ・早速協議事項に入る。本日中午に目処を。

### ○村長あいさつ

- ・皆さんからの提言を受け、12月定例議会に提案しようと考えている。自治基本条例の制定については第5次総合計画の後期計画に掲げている。平成19年4月の選挙の際、選挙公約として自治基本条例の制定を目指すということも言っていたことを再度お知らせする。

### ○協議

（事務局）

- ・資料確認・前回の修正点報告

### ◇議会意見の検討

（事務局）

- ・前文の「心豊かに育つ」という表現は北栄町と同じ。参考までにお知らせする。

（委員長）

- ・北栄町と同じだが、前回決まったものなのでこれで良いか。（賛成）

※ 第1章 総則（議論があったところのみを抜粋）

ー11月28日の続きー

（委員）

- ・協働のところで、「自主性を尊重しつつ、」とあるが、「尊重しつつ、」という表現は使うのか。

（委員長）

- ・言い換えるなら「尊重しながら」となるか。意味は両方同じ。

(委員)

- ・原案が良い。(賛成)
- ・自治会とコミュニティを一緒にするというのは、自治会のところに全戸加入が原則と謳ってあるため、何年後かに強引な運用がされる危険性があるとして、自治会に加入しない自由が損なわれるという意見があった。
- ・自治会の全戸加入を取ってしまうと、コミュニティから自治会をあえて分けた意味がなくなってしまう気がする。

(委員長)

- ・時代の流れによって変わっていくのなら、推進委員会で変えて言っても良いのでは。

(委員)

- ・原案どおりで良い。(賛成)

※第2章 自治の基本原則(議論があったところのみを抜粋)

(委員長)

- ・「性別、年齢、障害等に」と障害を入れるという意見があるが。

(委員)

- ・28条には含まれている。
- ・他に含まれているなら揃えたほうが良いと思う。

(委員長)

- ・「障害の有無」を入れる。

(事務局)

- ・「障害」の表現方法として、両方漢字か害のみひらがなとするか、協議を。

(委員)

- ・村にはあらゆる差別をなくす条例があり、様々な差別が存在する。あえて障害だけを出すのはおかしいのでは。障害を出すなら他の差別も載せるべき。
- ・障害というテーマは重要。

(事務局)

- ・村づくりという大きなテーマの中に関係するかどうか重要。

(委員)

- ・私は原案どおりで良いと思う。障害だけ取り出す必要があるのか。
- ・原案どおりにしておいて、解説に新たな差別として載せていくのはどうか。
- ・障害があるからしたくてもできないということはあると思うし、とても大きいことだと思う。

(事務局)

- ・5条と28条は揃えたほうが説明しやすいし、良いと思う。

(委員)

- ・差別に順位などない。

- ・障害という言葉は確かに良く耳にする。障害を載せて欲しいという気持ちはある。

(事務局)

- ・例示という感じなので、あったほうが分かりやすいか。

(委員)

- ・解説に入れるなら、「村民はすべて人権が尊重される」というような内容が良い。
- ・私たちは25回も会議をしてこの条例に関わっているから分かるが、一般の村民の方がこれを読んですぐに分かるだろうか。
- ・「障害の有無等」を入れると分かりやすくなると思う。

(委員長)

- ・入れるということで良いか。(賛成)

(委員)

- ・「誰もが自分らしく活動する」は活動で良いのか。

(委員長)

- ・女性の会でもそのような意見が出て、「生きる権利」とした方が良いという意見があった。

(委員)

- ・この条例は、積極的に村づくりに参加するというような意図があるため、「生きる」より「活動する」の方が良いと思う。
- ・条例の主旨から言って「活動する」で良いと思う。(賛成)

※第4章 議会（議論があったところのみを抜粋）

(委員)

- ・議員の資料を読んでもと、議員条例の内容のように思うので、別に定めもらうことで良いと思うが。(賛成)
- ・逆に原案が議員条例に抵触するようなことはないか。

(委員長)

- ・ここは議員グループの意見が十分に盛り込まれているのであまりかまわない方が良いと思う。

(委員)

- ・「品位」という表現が気になる。「村民から選ばれた自覚」というようなニュアンスの文言が良いのでは。
- ・身だしなみ等のこともあるので、「品位」という表現が良い。

(事務局)

- ・「品格」では意味が違ってくるか。

(委員)

- ・どちらも似ているが、少し違う気がする。

(委員長)

・策定委員会の意思として「品位」を入れて良いか。(賛成)

・議会のところは原案どおりで良いか。(賛成)

※第5章 村長等(議論があったところのみを抜粋)

(委員長)

・15, 16, 20, 21条を第6章に入れるという意見があるが。

(事務局)

・ここは並べ方でだいぶ困った。15~21条は、村長がリーダーシップを発揮して職員を指導するものが挙げられていると認識しているが。

(委員)

・原案にさせてもらおう。(賛成)

※第7章 情報の共有(議論があったところのみを抜粋)

(委員長)

・24条と25条を入れ替えるという意見があるが。

(委員)

・情報を共有することが一番の目的なのでこの順で良いと思う。(賛成)

(事務局)

・「積極的に情報を得るように」ということがプライバシーを侵害することにならないか、という意見があった。

(委員)

・個人情報保護の観点から、「条例に定めるところにより」とあるので、プライバシーを侵害することはないと思う。

(事務局)

・「村政に関する情報」等と付け加えてみては。

(委員)

・村政に関する情報だけではない。村民同士、住民と村民の情報交換もある。村の所有する情報と限定するのはおかしい。

・住民同士の情報は多聞になり、プライバシーを侵害する恐れがある。

・防災の観点から言っても、情報を集めることは難しい。

・積極的に情報を集めることは重要。集めようとして、それがプライバシーの侵害になる場合はしょうがない。

・日上2では情報が全員に知られるのは困るという意見が多く、自治会長、民生委員さんまでにとどめておく、ということになった。

・「村の所有する情報」という文言はいらぬ。

(委員長)

・原案どおりで良いか。(賛成)

※第8章 参画と協働の推進(議論があったところのみを抜粋)

(委員長)

・第34条を変更するという意見があるが。

(委員)

- ・「村長は・・・」から「議会と村長は・・・」に変更になっている。
- ・議会は発議権があって、住民に対して賛否を問うことはおかしい。

(事務局)

- ・これに関しては条例を常設することが前提となっている。

(委員長)

- ・原案どおりで良いか。(賛成)
- ・35条は自治法に定めてあるから細則付記の必要ないという意見があるが。

(事務局)

- ・請求権に関しては自治法に定めていない。

(委員)

- ・原案どおりで良い。(賛成)

※第9章 国、他の自治体との関係(議論のあったところのみを抜粋)

(委員長)

- ・国や県と対等な関係でない、という意見があるが。

(事務局)

- ・法律という部分では対等であるし、財政などになると対等でない。

(委員)

- ・現状を批判しているだけだと思うが・・・。

- ・対等な関係になることはない。

- ・基本条例なのだから、原案のとおりで良い。(賛成)

※第10章 日吉津村自治基本条例推進委員会(議論のあったところのみ抜粋)

(委員長)

- ・なぜ審議会ではなく推進委員会なのかという意見があるが。

(委員)

- ・提言ができるところが審議会と違う。

(事務局)

- ・他を調べてみるといろいろ名前がある。総合計画審議会に委ねているところもある。

(委員)

- ・推進審議会というのはどうか。

(委員長)

- ・審議会と付くと村長が諮問しなければならないのか。

(事務局)

- ・一般的にはそうである。

(委員)

- ・これは十分議論して委員会になったのだからこのままで良い。(賛成)

※第11章 条例の改正(議論のあったところのみを抜粋)

(事務局)

- ・議決のことが記載されていないがどうか、という意見。

(委員)

- ・「見直すことができる」というのは村長が勝手に見直せるというよう取れる。
- ・見直す際には必ず議決がいることなので、それをわざわざ書くのほどうかと思う。
- ・「必要に応じて改正の手続きを行います。」でどうか。(賛成)

※議会意見(その他)

(委員)

- ・前回パブリック・コメントを頂いたが、回答はしたのか。

(事務局)

- ・個人には回答はしないもの。公表する。

(委員)

- ・議案提案権が1/2分の1と、この条例の6分の1と2通りあるが、どちらを基準にしたら良いのかという意見をもらった。
- ・結局は資料の項目8のような意見になる。でもそれでは何も変わらない。

(委員長)

- ・人それぞれ捉え方がある。策定委員会でこれで良い、というものを創ったのなら、私はこれで良いと思う。

(委員)

- ・本当に法令違反がないのかきちんとチェックしてもらいたい。

(事務局)

- ・中川アドバイザー、大学の先生等にチェックはしてもらっている。

#### ◇今後の日程

(事務局)

- ・今日これでよろしければ委員長から村長に提言をいただく。提言の内容については、推進委員会の速やかな設置、パブリック・コメントの意見の尊重、村民の方への周知を委員会から要望として付け加える。

(委員長)

- ・皆様、長い間本当にお疲れ様でした。

(村長)

- ・長らく条例作成に携わっていただき本当に感謝する。わが村が自立の道を歩んでいくためには、条例制定後は行政から変わっていく。提言いただいたら、村長としてチェックして、責任を持って議会に出して、議論していく。本当に長い間お疲れ様でした。

○閉会